

1 指導の要点

- ① すべての児童が安全に学校生活を送ることができるようにします。
 - ・必要に応じて話し合い、子どもたちが、自主的、実践的にきまりを守ろうとする態度を育てます。
- ② それぞれの約束事の内容や意味を児童にはっきりと伝え、家庭との連携を十分に取しながら指導します。
- ③ 全職員で取り組み、児童と心の通い合う人間関係を築きながら、個別に指導を進めます。
- ④ 月毎に『生活の約束』を設け、重点的に指導します。

2 校内生活の約束

3つの約束

- ◆ はきものをそろえる(くつやトイレのスリッパ)
- ◆ ろうかは右側を静かに歩く
- ◆ 時間を守る(チャイムの合図等)

- ① 登校時刻(午前8時まで)を守る。
- ② 体操服は、学校で着替える。
- ③ 登校後は、勝手に校外へ出ない。
- ④ 学習に不必要な物は持ってこない。(華美なものは控える)
(お金、おもちゃ、缶ペンケース、色ペン、シャープペンシル、修正液など)
- ⑤ 教室のボールは必ず元の場所に返す。
- ⑥ バランストレーナー・一輪車は、3年生以上の児童が使う。業間・昼休み・放課後、運動場で使用する。使用後は泥を落として元に戻す。
- ⑦ コート全面を独占したサッカーは行わない。
- ⑧ 体育館は、担任又は担当者の責任のもとでのみ使用することができる。
- ⑨ 2階の東通路、教室テラスへは出ない。
- ⑩ 校門から出入りし、生け垣を踏み越えない。
- ⑪ 1～3年生は地区で下校する。4年生以上は終業後、複数で速やかに下校する。
- ⑫ 上ぐつ・下ぐつの使用を区別する。

※すべて原則であり、担任もしくは責任者のもとにおいては、他児童への影響等を十分考慮した上での良識ある判断を優先する。

3 校外生活の約束

- ① 校区外への外出（以下の1～6）は、親の許可と責任のもとで行い、安全に細心の注意を払う。

※必ず保護者の許可を得る。

※3年生以下は保護者と行動をともにする。

【外出してもよい場所・条件】

- 1 赤穂市民プール（夏休み中） 2 赤穂市立図書館 3 病院
4 習い事 5 保護者が頼んだおつかい（赤穂東中学校区内）
6 海浜公園（グループで）

- ② 赤穂東児童館は保護者の許可があれば、1～3年生も友達だけで行ってもよい。
- ③ 赤穂東中学校区内の魚釣りに限り、親の許可を得て3人以上で出かけてもよい。
（4年生以上）
- ④ 道路の横断には細心の注意を払い、必ず横断歩道を渡る。
- ⑤ 自転車は正しく乗り、止める場所や止め方に十分注意する。
※ヘルメットをかぶる。
- ⑥ 決められた時刻までに帰宅する。
（3月～9月は午後6時／10月～2月は午後5時）
- ⑦ 買い物の用事があるとき以外は店へ出入りしない。
- ⑧ 公園では、マナーを守って遊ぶ。（遊び方、ゴミ等）
※元沖公園、正保橋公園では、ボールを使って遊べない。
- ⑨ 海浜公園内では、グループで行動する。
- ⑩ タブレット、スマートフォン等でインターネット、SNSを利用する場合は、御崎小SNSのルールを守り、保護者の管理下で、細心の注意を払って使用する。

禁止です！！

- ① 子ども同士で飲食店やゲームセンターに入ること。
- ② 物やお金のやりとりや貸し借り。
- ③ エアーガンやおもちゃのピストル等の有害玩具（ゲームも含む）の使用。
- ④ 危険な場所での遊びや火遊び。
- ⑤ 路上での一輪車・スケートボード等の遊び・ボール遊び。
（交通の妨げになるような遊び方はしない）